

令和8年度

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 道路照明柱（桜山台ほか）更新工事

工事場所 東松山市桜山台地内ほか

設 計 年 月
令 和 8 年 6 月

令和8年度

仕 様 書 (工事)

市 長		副市長		部 長		次 長		課 長		副課長		リーダー		設計者	
合 議												校合改算			
工 事 名		R 8 道路照明柱（桜山台ほか）更新工事													
工事場所		東松山市桜山台地内ほか													
設 計 額		円		変更設計額		円									
内 訳	工事価格	円		内 訳	変 更 工事価格	円									
	消 費 税 相 当 額	円			消 費 税 相 当 額	円									
請 負 額		円		変更請負額		円						円			
工 事 概 要	【道路照明修繕工】														
	道路照明設備撤去（独立） 4 3 基														
	道路照明設備設置（独立） 4 3 基														
起 工 理 由															

本 工 事 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電気通信設備						式			
				1					
_ 電気設備						式			
				1					
_ _ 道路照明維持補修工						式			
				1					
_ _ _ 道路照明修繕工（独立・埋込・6m）						式			
				1					
_ _ _ _ 道路照明設備撤去（独立・埋込・6m）						基			第1号一位代価表
				34					
_ _ _ _ _ 道路照明柱基礎撤去						基			第2号一位代価表
				34					
_ _ _ _ _ 道路照明設備設置（独立・埋込・6m）						基			第3号一位代価表
				34					
_ _ _ _ _ 道路照明柱基礎設置						基			第4号一位代価表
				34					
_ _ _ _ _ 道路照明修繕工（独立・埋込・5m）						式			
				1					
_ _ _ _ _ 道路照明設備撤去（独立・埋込・5m）						基			第5号一位代価表
				9					
_ _ _ _ _ 道路照明柱基礎撤去						基			第6号一位代価表
				9					

本 工 事 費 内 訳 書								
工事区分 工種 種別 細別・規格				数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
―――道路照明設備設置（独立・埋込・5m）					基			第7号一位代価表
				9				
―――道路照明柱基礎設置					基			第8号一位代価表
				9				
―――作業土工					式			
				1				
―――モルタル復旧					m3			第9号一位代価表
				0.06				
―――舗装版撤去工					式			
				1				
―――舗装版切断					m			第10号一位代価表
				20				
―――舗装版破碎					m2			第11号一位代価表
				2				
―――As殻運搬処理					m3			第12号一位代価表
				0.06				
―――濁水運搬処理					式			第13号一位代価表
				1				
――【交通誘導警備員】					式			
				1				
――【交通誘導警備員】					式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書								
工 事 区 分 工 種 種 別 細 別 ・ 規 格				数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
_ _ _ 【交通誘導警備員】					式			
				1				
_ _ _ _ 交通誘導警備員B					人日			第14号一位代価表
_ 直接工事費					式			
				1				
_ _ 共通仮設費計					式			
				1				
_ _ _ 共通仮設費（率分）					式			
				1				
_ 純工事費					式			
				1				
_ _ 現場管理費					式			
				1				
_ 工事原価計					式			
				1				
_ _ 一般管理費等					式			
				1				
工事価格					式			
				1				
_ 消費税相当額					式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書													
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単	位	単	価	金	額	摘	要
工事費合計						式							
				1									

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。